

(2) 療育手帳

知的障害者（児）に対し、療育手帳が交付されます。手帳の交付を受けると、障害の程度に応じたサービスを利用できるようになります。障害の程度は、重度「A」・中度「B1」・軽度「B2」の区分があります。更新をする場合は、再判定が必要になります。

判定は、岸和田子ども家庭センター（18歳未満）又は大阪府障がい者自立相談支援センター（18歳以上）が行います。

手続の種類		顔写真	手帳
初めて交付申請するとき		○	
再判定を受けるとき(手帳に記載されている次回判定年月が過ぎるまで)		○	○
再交付	手帳を紛失したとき	○	
	手帳を破損したとき	○	○
変更届	住所が変わったとき		○
	氏名が変わったとき		○
	身体障害者手帳を取得した、障害等級が変更したとき		○
死亡したとき			○

※ 顔写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの

※ 町外へ転出したときは、転出先の市町村の窓口到手帳を持参して、住所変更の届出をしてください。

《注意》

※ 手帳の他人への譲渡や貸与はできません。

※ 障害者本人が死亡したとき、障害の程度が軽くなり基準に該当しなくなったときは、速やかに手帳を返還してください。